

## 総務企画委員会議事日程表

日 時 : 令和8年6月15日(月) 午前10時

場 所 : 市議会委員会室

○報告事項……………組織機構及び職員紹介について

| 議事 | 種 別 | 番号 | 件 名   | 摘 要    |
|----|-----|----|---|--------|
| 1  | 報 告 | 14 | 専決処分の承認を求めることについて(和泉市税条例等の一部を改正する条例(令和8年和泉市条例第18号)) | P. 25  |
| 2  | 議 案 | 35 | 財産取得について(リモートパソコン390台運用分)                           | P. 60  |
| 3  | 議 案 | 36 | 製造請負契約締結について(15m級ポンプ付はしご消防車艤装)                      | P. 62  |
| 4  | 議 案 | 37 | 和泉市リージョンセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について           | P. 64  |
| 5  | 議 案 | 38 | 和泉市税条例の一部を改正する条例制定について                              | P. 68  |
| 6  | 議 案 | 39 | 和泉市立人権文化センター条例の一部を改正する条例制定について                      | P. 87  |
| 7  | 議 案 | 56 | 令和8年度和泉市一般会計補正予算(第1号)【総務企画所管分】                      | P. 140 |

### 分割付託案件内訳

※ 議案第56号 令和8年度和泉市一般会計補正予算(第1号)

○歳入

○歳出のうち

2款 総務費

12款 諸支出金

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

出席委員（8名）

|      |           |        |         |
|------|-----------|--------|---------|
| 委員 長 | 森 久 往     | 副 委員 長 | 岡 田 勉   |
| 委 員  | 小野林 治三夫   | 委 員    | 早乙女 実   |
| 委 員  | スペル・デルフィン | 委 員    | 阿 部 博   |
| 委 員  | 吉 川 茂 樹   | 委 員    | 小 林 昌 子 |

欠席委員（なし）

オブザーバー（2名）

|     |         |       |         |
|-----|---------|-------|---------|
| 議 長 | 山 本 秀 明 | 副 議 長 | 浜 田 千 秋 |
|-----|---------|-------|---------|

説明のため出席した者の職氏名

|             |   |         |
|-------------|---|---------|
| 市           | 長 | 辻 宏 康   |
| 副 市         | 長 | 森 吉 豊   |
| 副 市         | 長 | 並 木 敏 昭 |
| 危 機 管 理 部   | 長 | 堀 勇 樹   |
| 市 長 公 室     | 長 | 東 直 樹   |
| 総 務 部       | 長 | 土 本 修 一 |
| 会 計 管 理 者   |   | 田 中 靖 晃 |
| 行政委員会総合事務局長 |   | 前 田 志 織 |

備考 各次長級以下の職員は、議案説明等の必要に応じて出席させる。

職務のため出席した者の職氏名

|            |         |            |         |
|------------|---------|------------|---------|
| 事 務 局 長    | 井 阪 弘 樹 | 総 務 課 長    | 上 岡 繁   |
| 総務課議事調査係主事 | 坂 中 聡 美 | 総務課議事調査係主事 | 北 山 透 也 |

(午前10時00分開会)

◎開会宣告

○森 久往委員長 おはようございます。

委員の皆様には御出席いただき、誠にありがとうございます。

ただいまの出席委員は全員出席しておりますので、これより総務企画委員会を開会いたします。



◎市長挨拶

○森 久往委員長 それでは、ここで市長の挨拶を願います。

辻市長。

○辻 宏康市長 皆様、おはようございます。

総務企画委員会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

森委員長、岡田副委員長はじめ委員の皆様方には御出席をいただき、また、山本議長、浜田副議長には御臨席をいただいておりますことに心から厚くお礼を申し上げます。

本日は、危機管理部、市長公室、総務部、会計室、議会事務局及び行政委員会に関連いたします所管事項のうち、本委員会に付託されました諸議案を御審査いただきます。

案件の内容等につきましては、別途担当より御説明申し上げますので、何とぞよろしく御審査の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

以上、誠に簡単ではございますが、開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○森 久往委員長 市長の挨拶が終わりました。



◎組織機構説明及び職員紹介

○森 久往委員長 議事に入る前に、報告事項として、理事者より組織機構説明及び職員紹介についてお願いいたします。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

堀危機管理部長。

○堀 勇樹危機管理部長 危機管理部長の堀です。

組織機構の説明及び令和8年4月1日付の人事異動に伴いまして、異動、昇任のありました課長級以上の職員を紹介させていただきます。

総務企画委員会関係行政機構図1ページをお願いいたします。

危機管理部の組織機構及び職員の紹介をさせていただきます。

まず、組織体制につきましては、危機管理部は危機管理課1課体制で、職員数は11名となっております。

次に、異動、昇任のありました課長級以上の職員を紹介いたします。

(職員紹介)

○森 久往委員長 東市長公室長。

○東 直樹市長公室長 市長公室長の東です。

続きまして、市長公室を紹介させていただきます。

行政機構図の2ページから3ページをお願いいたします。

まず、組織機構につきましては、秘書課、広報・協働推進室、政策企画室、人事課の2課2室体制で、職員数は派遣職員を含め57名です。

次に、異動、昇任のありました課長級以上の職員を紹介いたします。

(職員紹介)

○森 久往委員長 土本総務部長。

○土本修一総務部長 総務部長の土本です。

総務部の組織機構と職員を紹介させていただきます。

行政機構図の4ページから6ページをお願いいたします。

まず、組織機構につきましては、総務管財室、財政課、税務室、滞納債権整理回収課、契約検査室、人権・男女参画室の4室2課体制で、職員数は99人です。

次に、異動、昇任のありました課長級以上の職員を紹介いたします。

(職員紹介)

○森 久往委員長 田中会計管理者。

○田中靖晃会計管理者 会計管理者の田中でございます。

続きまして、会計室の組織機構と職員を紹介させていただきます。

行政機構図の7ページでございます。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

会計室につきましては、1室の体制で職員数は7名でございます。

4月1日付での課長級以上の異動、昇任はございませんでした。

以上、どうぞよろしくお願いいたします。

○森 久往委員長 前田行政委員会総合事務局長。

○前田志織行政委員会総合事務局長 行政委員会総合事務局長の前田でございます。

続きまして、行政委員会総合事務局の組織機構及び職員を紹介させていただきます。

行政機構図の8ページをお願いいたします。

まず、組織機構につきましては、選挙管理委員会事務局、監査事務局、公平委員会事務局、固定資産評価審査委員会事務局、農業委員会事務局の5つの事務局を所管しております。職員数は12名でございます。

次に、異動、昇任のありました課長級以上の職員は網かけ部分でございます。

(職員紹介)

○森 久往委員長 組織機構説明及び職員紹介が終わりました。

ここで、この後の案件に関係しない次長級以下の職員の方については退席願います。

恐れ入りますが、しばらくお待ちください。



#### ◎委員会審査

○森 久往委員長 それでは、議事に入ります。

本日の案件は、お手元に御配付の議事日程表のとおり、過日の本会議で本委員会に付託されました議案の審査をお願いいたします。

なお、理事者の方に申し上げます。発言の際には、必ず委員長の許可を得た後に、職、氏名を述べ、答弁願います。



◎報告第14号 専決処分の承認を求めることについて（和泉市税条例等の一部を改正する条例（令和8年和泉市条例第18号））

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

○森 久住委員長 議事第1、報告第14号 専決処分の承認を求めることについて（和泉市税条例等の一部を改正する条例（令和8年和泉市条例第18号））を議題といたします。

報告の説明を願います。

土本総務部長。

○土本修一総務部長 総務部長の土本です。

さきに御上程いただき、本委員会に付託されました報告第14号 専決処分の承認を求めることについて、その内容を御説明申し上げます。

議案書25ページからでございます。

初めに、専決処分の理由でございますが、地方税法等の一部を改正する法律が令和8年3月31日に公布されたことに伴い、令和8年度の市税の賦課から適用する必要が生じたので、和泉市税条例について所要の規定の整備を行い、地方自治法第179条第1項の規定に基づき4月1日付で専決処分したものでございます。

次に、改正内容について御説明いたします。

27ページをお願いいたします。

第1条は、和泉市税条例の一部改正です。

まず、第7条、納税証明事項について、軽自動車税環境性能割の廃止に伴い、種別割の名称を軽自動車税に改正するものでございます。

第13条、所得割の課税標準は、法令と同様の改正を行うものでございます。

28ページをお願いいたします。

第31条、軽自動車税の納税義務者等から、ページ飛びまして34ページ、第37条の2、身体障害者等に対する軽自動車税の減免までの規定につきましては、いずれも軽自動車税環境性能割の廃止に伴う規定整備でございます。

37ページをお願いいたします。

附則第4条の3、個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除は、法令と同様の改正を行うものでございます。

38ページをお願いいたします。

附則第8条の3、上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例から、ページ飛びまして46ページ、附則第12条の3の3、条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例については、いずれも法令と同様の改正を行うものでございます。

48ページをお願いいたします。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

附則第13条の6、耐震基準適合住宅に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告から、ページ飛びまして50ページ、附則第13条の8の2、特定熱損失防止改修等住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告については、いずれも地方税法等の一部改正に伴い、項ずれの規定整備を行うものでございます。

次に、附則第13条の8の3、改修特別特定建築物に対する固定資産税及び都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告及び附則第13条の11、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合については、バリアフリー改修が行われた特別特定建築物について、減額の適用期限を3年間延長して令和11年3月31日までとし、条例で定める減額率の割合を3分の1とするものでございます。

次に、52ページの右の欄、附則第14条の2、軽自動車税の環境性能割の非課税の特例から、ページ飛びまして57ページ、附則第15条の2、軽自動車税の賦課徴収の特例については、いずれも軽自動車税環境性能割を令和8年3月31日をもって廃止するとともに、種別割の名称を軽自動車税に改正するものでございます。

58ページをお願いいたします。

第2条は、令和7年第2回定例会で御可決賜りました和泉市税条例の一部改正内容のうち、種別割の名称を軽自動車税に変更する改正を行うものでございます。

最後の附則でございます。

第1条は、施行期日について、第2条は、固定資産税に関する経過措置について、第3条は、軽自動車税に対する経過措置について定めるものでございます。

以上、誠に簡単ではございますが、報告第14号 専決処分の承認を求めることについての説明とさせていただきます。

また、参考資料といたしまして、補足資料を配付させていただいておりますので、御参照いただき、何とぞよろしく御審査の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○森 久往委員長 報告の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑の発言はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別に質疑ないものと認め、質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

討論の発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別のないものと認め、討論を終了いたします。

これより採決をいたします。

報告第14号を承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

よって、報告第14号は承認されました。



#### ◎議案第35号 財産取得について（リモートパソコン390台運用分）

○森 久住委員長 議事第2、議案第35号 財産取得について（リモートパソコン390台運用分）を議題といたします。

議案の説明を願います。

東市長公室長。

○東 直樹市長公室長 市長公室長の東です。

議案書60ページをお願いします。

さきに御上程いただき、本委員会に付託されました議案第35号 財産取得につきまして、提案の理由並びにその内容を御説明申し上げます。

まず、提案の理由でございますが、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の御議決をお願いするものでございます。

次に、その内容でございますが、取得しようとする財産はリモートパソコン390台運用分で、契約の方法は指名競争入札、取得予定価格は6,155万4,900円でございます。

取得の相手方は、東京都品川区西五反田二丁目12番19号、株式会社アクシオ、代表取締役、渡邊浩司と契約をしようとするものでございます。

次に、議案書61ページの参考資料をお願いします。

納入場所は和泉市役所で、納入期限は令和9年2月26日、取得内容はリモートパソコン390台運用分でございます。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第35号の説明とさせていただきます。何とぞよろしく御審査の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○森 久住委員長 議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑の発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別に質疑ないものと認め、質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

討論の発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別のないものと認め、討論を終了いたします。

これより採決いたします。

議案第35号を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。



◎議案第36号 製造請負契約締結について(15m級ポンプ付はしご消防車艀装)

○森 久住委員長 議事第3、議案第36号 製造請負契約締結について(15m級ポンプ付はしご消防車艀装)を議題といたします。

議案の説明を願います。

土本総務部長。

○土本修一総務部長 総務部長の土本です。

さきに御上程いただき、本委員会に付託されました議案第36号 製造請負契約締結について、その内容を御説明申し上げます。

議案書の62ページをお願いいたします。

本案件は、製造請負契約を締結するに当たり、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の御議決をお願いするものでございます。

その内容でございますが、契約の目的は15メートル級ポンプ付はしご消防車艤装、契約の方法は指名競争入札、契約金額は1億4,993万円、契約の相手方は株式会社モリタ関西支店、支店長、高岡雄二と契約しようとするものでございます。

続いて、63ページの参考資料をお願いいたします。

概要でございますが、請負内容は15メートル級ポンプ付はしご消防車の艤装、4ドア、2輪駆動方式、総重量12トン未満、装備品は15メートル級はしご装置、車両支持装置、バスケット装置及び水ポンプ装置となっております。契約期間は、御議決をいただきました日から令和10年3月17日まででございます。納車場所は、和泉市消防本部でございます。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第36号 製造請負契約の締結についての説明を終わらせていただきます。何とぞよろしく御審査の上、御可決賜りますようお願いいたします。

以上です。

○森 久住委員長 議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑の発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別に質疑ないものと認め、質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

討論の発言はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別にないものと認め、討論を終了いたします。

これより採決いたします。

議案第36号を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。



【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

◎議案第37号 和泉市リージョンセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例  
制定について

○森 久住委員長 議事第4、議案第37号 和泉市リージョンセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

議案の説明を願います。

東市長公室長。

○東 直樹市長公室長 市長公室長の東です。

議案書64ページをお願いします。

さきに御上程いただき、本委員会に付託されました議案第37号 和泉市リージョンセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について、提案理由並びにその内容を御説明申し上げます。

まず、提案の理由でございますが、施設利用に係る受益者負担の適正化を図るため、和泉市リージョンセンターの利用料金を見直すものでございます。

次に、その内容でございますが、65ページをお願いします。

まず、南部リージョンセンターの基本料金について、記載のとおり利用料金を改めるものでございます。

なお、今回の改正は、公の施設の使用料見直し基本方針に基づき行おうとするもので、新料金につきましては、激変緩和措置を講じた上で、現行料金と比較しましても1.25倍の範囲となっております。

また、備考として、利用者が多目的室において入場料等を徴収する場合の利用料金についても見直すものでございます。

次に、66ページをお願いします。

こちらは、北部リージョンセンターの基本料金について、記載のとおり料金を改めるものでございます。

こちらの利用料金の見直しの考え方も基本方針に基づくものでございます。

最後に、附則でございます。

この条例は、令和9年4月1日から施行するものでございます。

次に、67ページをお願いします。

第2項では準備行為を、第3項では経過措置を規定するものでございます。

経過措置については、条例可決後の周知期間を設けた上で、令和8年10月1日以降の予約

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

受付について新料金を適用することを定めております。

ただし、南部リージョンセンターは、令和8年度に指定管理者の公募を行い、令和8年第4回定例会にて指定管理者の指定に係る議案の提案を予定しており、新料金は議決後速やかに、本条例の金額を上限に新たな指定管理者の下で決定するものでありますことから、令和9年3月31日までの許可の場合は旧料金を適用することを定めております。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第37号の説明とさせていただきます。

何とぞよろしく御審査の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○森 久往委員長 議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑の発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別に質疑ないものと認め、質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

討論の発言はありませんか。

早乙女委員。

○早乙女 実委員 共産党の早乙女です。

今回、この公共施設の料金の引上げについては、第2回の全体の定例会で16施設出されて、既に終わっております厚生文教委員会や都市環境委員会でも審議されています。都市環境委員会では、同僚の原議員が質疑をして、確認をして、反対討論を行っておりますので、私のほうはあえて質問しませんでした。反対の立場で討論させていただきます。

今回の16施設の値上げ、公共料金の引上げの考え方というのは、施設の建設費は市が負担するけれども、人件費や維持管理費は全部受益者負担との基本的な市の考えから出されております。私ども共産党は、そもそもこの考え方自体が間違っているものと考えております。これらの社会福祉施設や社会教育施設は、目的からして運営費の全てを受益者負担とすべきではないと考えております。もともとこれらの施設の使用が100%であるということなんかはあり得ない話であり、受益者負担を言うならば、利用する市民と利用しない市民との違いのために少額の利用料のみを負担させるべきもので、全額を負担させる考え方は到底納得ができないものと考えております。

さらに、今回、施設の使用頻度、低いと値上げ分が高くなるんですが、その分で現行の

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

1. 25倍の安いほうで値上げ幅を決めて、いかにも市民の負担を安く抑えたかのように見せかけていると私どもは考えていますが、とんでもないことだと思います。

都市環境委員会での原議員の質問では、全体で5,000万円もの市民への負担増になるという答弁もありました。

また、値上げの実施時期については、昨今の物価高による市民生活への影響に対する配慮を踏まえという理由から、来年の4月からやると言っていますけれども、じゃ来年の4月前後も物価高が続いていたら時期を遅くするのかという同僚の原議員の質問には、そうはならないという、そういう答弁が返ってきております。

以上の理由から、使用料値上げの本議案第37号には反対をいたします。

以上です。

○森 久往委員長 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

他にないものと認め、討論を終了いたします。

反対意見がありますので、これより起立により採決いたします。

議案第37号を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。



#### ◎議案第38号 和泉市税条例の一部を改正する条例制定について

○森 久往委員長 議事第5、議案第38号 和泉市税条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

議案の説明を願います。

土本総務部長。

○土本修一総務部長 総務部長の土本です。

さきに御上程いただき、本委員会に付託されました議案第38号 和泉市税条例の一部を改正する条例制定について、その内容を御説明申し上げます。

議案書68ページをお願いいたします。

【速報版】 校正前原稿のため公式な記録ではありません。

まず、提案理由につきましては、地方税法等の改正に伴い、再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置の拡充・延長、住宅借入金等特別税額控除の適用期間の延長、固定資産税の免税点の見直し及びふるさと納税に係る寄附金税額控除の特例控除額の見直しを行おうとするものでございます。

次に、その内容につきまして69ページをお願いいたします。

第1条は、公布の日から施行する改正内容でございます。

第13条の11は、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合についての規定であり、再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の課税標準額を減額する措置について、ペロブスカイト太陽電池及び風力発電設備に係る特例率を拡充するなどの重点化を行った上、3年間延長する改正を行うものでございます。

70ページをお願いいたします。

第2条は、令和9年1月1日から施行する改正内容でございます。

第14条の4は、寄附金税額控除についての規定であり、公益信託に関する法律の全面改正に伴い、法令の規定と同様の規定に改正を行うものでございます。

次に72ページ、第15条は、市民税の申告等、73ページ、第15条の2の2は、個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書、75ページ、第15条の2の3は、個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書についての規定であり、地方税法等の一部改正に伴い、項ずれの規定整備及び法令の規定と同様の規定に改正を行おうとするものでございます。

次に79ページ、附則第4条の3は、個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除についての規定であり、住宅借入金等特別税額控除の適用期間について、令和7年12月末入居分までであったものを令和12年12月末入居分まで5年間延長する改正を行おうとするものでございます。

次に80ページ、附則第6条は、特定一般用医療品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例についての規定であり、地方税法等の一部改正に伴い、法令と同様の規定に改正を行おうとするものでございます。

次に、第3条は、令和9年4月1日から施行する改正内容でございます。

81ページをお願いいたします。

第24条の7は、固定資産税の免税点についての規定であり、家屋の免税点を20万円から30万円に、償却資産の免税点を150万円から180万円にそれぞれ引き上げる改正を行うものでございます。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

次に第4条は、令和10年1月1日から施行する改正内容でございます。

第14条の4、寄附金税額控除、附則第4条の4、寄附金税額控除における特例控除額の特例、82ページ、附則第4条の5の2は、いずれも寄附金税額控除についての規定であり、ふるさと納税の個人住民税寄附金税額控除に係る特例控除分について、住民税所得割の2割を限度とする従来の枠組みに加え、193万円を上限として新たに設定する改正を行おうとするものでございます。

83ページをお願いいたします。

附則第10条の2は、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例についての規定であり、地方税法等の一部改正に伴い、項ずれの規定整備及び法令の規定と同様の規定に改正を行うものでございます。

最後に84ページ、附則でございます。

第1条は、各規定の施行期日について、第2条は、市民税に関する経過措置について、86ページ、第3条は、固定資産税に関する経過措置について、それぞれ定めるものでございます。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第38号 和泉市税条例の一部を改正する条例制定についての説明とさせていただきます。

なお、参考資料といたしまして、補足資料を配付させていただいておりますので、御参照賜り、何とぞよろしく御審査の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○森 久住委員長 議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑の発言はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別に質疑ないものと認め、質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

討論の発言はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別にないものと認め、討論を終了いたします。

これより採決いたします。

議案第38号を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。



◎議案第39号 和泉市立人権文化センター条例の一部を改正する条例制定について

○森 久往委員長 議事第6、議案第39号 和泉市立人権文化センター条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

議案の説明を願います。

土本総務部長。

○土本修一総務部長 総務部長の土本です。

さきに御上程いただき、本委員会に付託されました議案第39号 和泉市立人権文化センター条例の一部を改正する条例制定につきまして、提案の理由並びにその内容について御説明申し上げます。

議案書87ページからでございます。

初めに、提案理由でございますが、施設利用に係る受益者負担の適正化を図るため、和泉市立人権文化センターの使用料金の見直しを行おうとするものでございます。

88ページをお願いいたします。

今回の改正は、公の施設の使用料見直し基本方針に基づき、基本料金を改定するものでございます。

なお、見直し後の使用料につきましては、激変緩和措置を講じた上で、現行料金と比較しましても1.25倍の範囲内となっております。

またあわせて、近年の気候変動等により空調設備が標準的な設備となっていることや、市民の利便性に配慮し、大会議室の冷暖房装置使用料を廃止しようとするものでございます。

最後に90ページ、附則でございます。

この条例は、令和9年4月1日から施行するものでございます。

次に、準備行為として、予約受付に伴い新料金の額を収受できるように規定を定めております。

また、経過措置として、条例可決後において一定の周知期間を設けた上で、令和8年10月

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

1日以降の予約受付について新料金を適用することを定めております。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第39号 和泉市立人権文化センター条例の一部を改正する条例制定についての説明を終わらせていただきます。

何とぞよろしく御審査の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○森 久往委員長 議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑の発言はありませんか。

早乙女委員。

○早乙女 実委員 共産党の早乙女です。

確認の質問1点だけさせていただきます。

先ほどの説明で、大会議室における冷暖房装置の使用料は廃止するという、こういう報告がありました。厚生文教委員会でも同じようにコミュニティセンターの多目的ホールの冷暖房装置の使用料を廃止するという、そういう条例改正の議案も提出されていたんですが、同じように冷暖房装置の使用料を徴収している公共施設というのが、この2施設以外あるのかどうか、その確認です。

○森 久往委員長 人権文化センター、高島所長。

○高島 郷総務部人権・男女参画室人権文化センター所長 人権文化センター所長の高島です。

冷暖房装置使用料を徴収している貸室等施設につきましては、本センター大会議室及び和泉市コミュニティセンター多目的ホール以外ございません。

以上です。

○森 久往委員長 早乙女委員。

○早乙女 実委員 確認ですので結構です。ありがとうございます。

○森 久往委員長 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

他に質疑ないものと認め、質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

討論の発言はありませんか。

早乙女委員。

○早乙女 実委員 先ほど、第37号でも討論をやっておりますが、同じ趣旨で、この第39号も

公共施設の使用料の引上げということで反対をいたします。

以上です。

○森 久住委員長 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

他にないものと認め、討論を終了いたします。

反対意見がありますので、これより起立により採決いたします。

議案第39号を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。



◎議案第56号 令和8年度和泉市一般会計補正予算(第1号) <総務企画所管分>

○森 久住委員長 議事第7、議案第56号 令和8年度和泉市一般会計補正予算(第1号)の本委員会所管部分を議題といたします。

議案の説明を願います。

北野財産管理担当課長。

○北野剛司総務部総務管財室財産管理担当課長 財産管理担当課長の北野です。

議案第56号、補足資料を御覧ください。

歳入、第18款財産収入、財産区財産売払収入ほかの補正理由でございます。

本件は、体財産区等が管理する財産区財産の一部について、都市計画道路、大阪岸和田南海線街路事業用地として大阪府土地開発公社へ売却することとなったためでございます。

また、売却に伴い、財産区財産取扱要綱に基づき、売却額から65%を地元公共事業交付金として体財産区などへ交付するとともに、残りを公共施設整備基金積立金へ積み立てるものです。

なお、売却する土地の所在地番等につきましては、記載のとおりでございます。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第56号の説明とさせていただきます。

○森 久住委員長 議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑の発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別に質疑ないものと認め、質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

討論の発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別にないものと認め、討論を終了いたします。

これより採決をいたします。

議案第56号の本委員会所管部分を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

よって、議案第56号の本委員会所管部分は原案のとおり可決されました。



#### ◎閉会宣告

○森 久往委員長 以上で、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

なお、委員長報告の作成については、私に一任願いたいと思います。

以上で、総務企画委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

(午前10時39分閉会)



会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

委員長 森 久 往